

守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針

令和7年9月

守口市

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 民間移管の実施方法・・・・・・・・	2
2. 民間移管の選考方法・・・・・・・・	3
3. 民間移管により実施する教育・保育内容・・・・	4
4. 行程表・・・・・・・・・・・・・・・・	7

はじめに

本市では、「こどもまんなか 笑顔のまち 守口」を基本理念に、社会全体としてこども施策に取り組み、また、こども施策を総合的に推進することを目的に、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「守口市こども計画」を令和7年2月に策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、市民や地域、行政が連携・協働してこども・子育て施策の実施や公共・公用施設において子育て環境の充実・強化など着実な取組を進めているところです。

当該計画において、教育・保育の今後の確保方策については、東部エリアで、量の見込みに対する確保方策に大幅な不足が生じる見込みとなっており、今後早急に更なる確保方策を講じる必要性があることが示されたことから、本市がこの間推進してきた「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】との考え方にに基づき、今後の確保方策として、令和9年度に守口市立にじいろ認定こども園（以下「にじいろ認定こども園」という。）の民間移管に伴う定員拡大及び利用児へのサービス拡充を図ることとしています。

については、にじいろ認定こども園の民間移管を実施するにあたり、基本的な市の考え方を示すため、このたび「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針」を策定しました。

民間移管にあたっては、本方針を基準としながら民間移管するにじいろ認定こども園の施設の状況や本市における教育・保育サービスを勘案したうえで、守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会や保護者をはじめとした関係者の意見を伺いながら実施していくこととします。

1. 民間移管の実施方法

本市では、「守口市こども計画」において、定員拡大及び利用児へのサービスの拡充を図るため、にじいろ認定こども園を民間移管することとしています。

民間移管とは、既存の市立認定こども園の設置・運営主体を民間法人に引き継ぐことをいいます。そのため、民間移管後は、市立施設ではなくなり、民間施設として運営されることとなります。

(1) 民間移管する認定こども園の概要

施設名		守口市立にじいろ認定こども園								
施設形態		幼保連携型認定こども園								
所在地		守口市藤田町1丁目57番19号								
土地面積		1,882.78 m ²								
建物	構造	鉄骨造3階（平成30年建築）								
	面積	延床1,786.44 m ²								
園庭面積		740.77 m ²								
定員等		認可定員・利用定員 146人								
		(人)								
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
		認可定員 利用定員	2・3号	6	12	18	20	20	20	96
			1号	－	－	－	10	20	20	50
		利用児童数 (R7.4.1)	2・3号	6	12	18	20	23	24	103
			1号	－	－	－	10	12	11	33

(2) 民間移管後の施設形態

民間移管後の施設運営形態は、現在のにじいろ認定こども園と同様の「幼保連携型認定こども園」とします。

また、提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について、市と移管法人が協定を締結し、実施することができる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とします。公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理

由なく、協定に従って教育及び保育等を行っていないと認められる場合で、市の勧告に従わないときは、市は移管法人に対し、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人の指定を取り消すことができます。取消し処分を受けた移管法人は、当該公私連携幼保連携型認定こども園について、廃止の認可を申請することとなります。

(3) 民間移管先の法人

民間移管先の対象となる法人は、本方針に基づき作成する募集要領に従い、公募による募集を行います。対象については、令和7年4月1日現在で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県又は和歌山県で幼保連携型認定こども園を運営している「社会福祉法人」又は「学校法人」とします。

(4) 民間移管の実施時期

実施時期は、令和9年4月1日とします。

(5) 土地・建物等の使用及び帰属について

土地は、にじいろ認定こども園用地を使用し、使用料は、移管法人からの提案を受け、決定します。

建物は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間、無償で貸し付け、令和10年4月1日に無償譲渡します。なお、無償譲渡には議会の議決が必要となります。

また、民間移管前に市が使用していた備品等については、民間移管時に無償譲渡します。

2. 民間移管の選考方法

選考は、応募法人に対して、書類選考、ヒアリング及び経営状況調査等を行います。また、選考にあたり、外部有識者や市民等から構成する守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会を設置し、選考の公平性・透明性を確保します。

選考委員会は、当該委員会が定める基準に基づき審査を行い、得点を付して順位付けを行います。その上で、第1順位の応募法人を移管法人候補とします。

3. 民間移管により実施する教育・保育内容

民間移管後の園（以下「民間移管園」という。）においては、現在、にじいろ認定こども園で実施している次に掲げる教育・保育内容を標準として、移管法人が運営することとします。

また、教育・保育内容の工夫や充実、職員配置の増員並びに乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や病児保育事業等の追加実施を含め、利用児へのサービスの拡充については、移管法人からの提案を受けて実施するものとします。

（1）開園日及び開園時間

開園時間	月～金	7:30～19:30				
	土	7:30～19:30				
保育標準時間	月～金	7:30～18:30	延長保育 (標準時間)	月～金	朝 ー	夕 18:30～19:30
	土	7:30～18:30		土	朝 ー	夕 18:30～19:30
保育短時間	月～金	8:30～16:30	延長保育 (短時間)	月～金	朝 7:30～8:30	夕 16:30～19:30
	土	8:30～16:30		土	朝 7:30～8:30	夕 16:30～19:30
教育標準時間		9:00～14:30	一時預かり (幼稚園型)	月～金	朝 7:30～9:00	夕 14:30～19:30
				土 長期休業日	7:30～19:30	

※日曜日及び祝日並びに年末年始(12月29日～1月3日)は休園日とします。

なお、移管法人の取組として、日曜日及び祝日並びに年末年始に開園することは可能とします。

（2）職員配置

民間移管園においては、にじいろ認定こども園の職員配置に関する現行の水準（下記表「③ 職員配置に関する水準」参照）を維持するとともに、次

の要件を満たすこととします。

① 施設長

幼保連携型認定こども園において、施設長の実務経験を有するものを専任で配置することとします。

② 常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすることとします。

③ 職員配置に関する水準

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
職員配置	3対1	6対1	6対1	15対1	25対1	25対1

※特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置すること。

(3) 認可定員及び定員構成

民間移管園の定員は、本市において保育ニーズの高い1、2歳児の定員を拡大させることとします。(民間移管時に在園している児童については、民間移管園に引き続き在園できます。)

(4) 教育・保育の内容等

民間移管園での教育・保育の内容の実施にあたっては、公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関する本市との協定書に、現在にじいろ認定こども園で実施している教育・保育内容を引き継ぐとともに、次の事項を遵守し市の子ども・子育て支援施策に積極的に協力する旨を明記します。

① 0歳児から5歳児までの児童を受け入れることとします。

② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施することとします。

③ これまでにじいろ認定こども園が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の積極的な受入れを義務づけるとともに、特別支援に関する研修を取り入れることとします。

④ 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させることとします。

- ⑤ 市立施設と連携・交流を行い、相互の教育・保育の向上を図ることとします。
- ⑥ にじいろ認定こども園がこれまで培ってきた地域との交流を継続することとします。

(5) 保護者負担額について

民間移管前に在園している児童が、民間移管園に在籍する場合には、原則、民間移管によって生じる新たな保護者負担が発生しないよう努めるとともに、仮に新たな費用負担が発生する場合には、移管法人に負担していただくことを基本原則とします。

(6) 引継ぎ保育・共同保育の体制に関すること

引継ぎ保育の期間は、原則として1年間（令和8年度中）とします。

なお、民間移管園に勤務予定の職員のうち、園長予定者などの施設管理者等については、令和8年4月からにじいろ認定こども園で継続的に引継ぎ保育を行うこととし、その他の職員（保育教諭、看護師等）についても順次、引継ぎ保育や共同保育を実施することとします。

なお、引継ぎ保育等に係る人件費の一部については、市が財政支援に努めることとします。

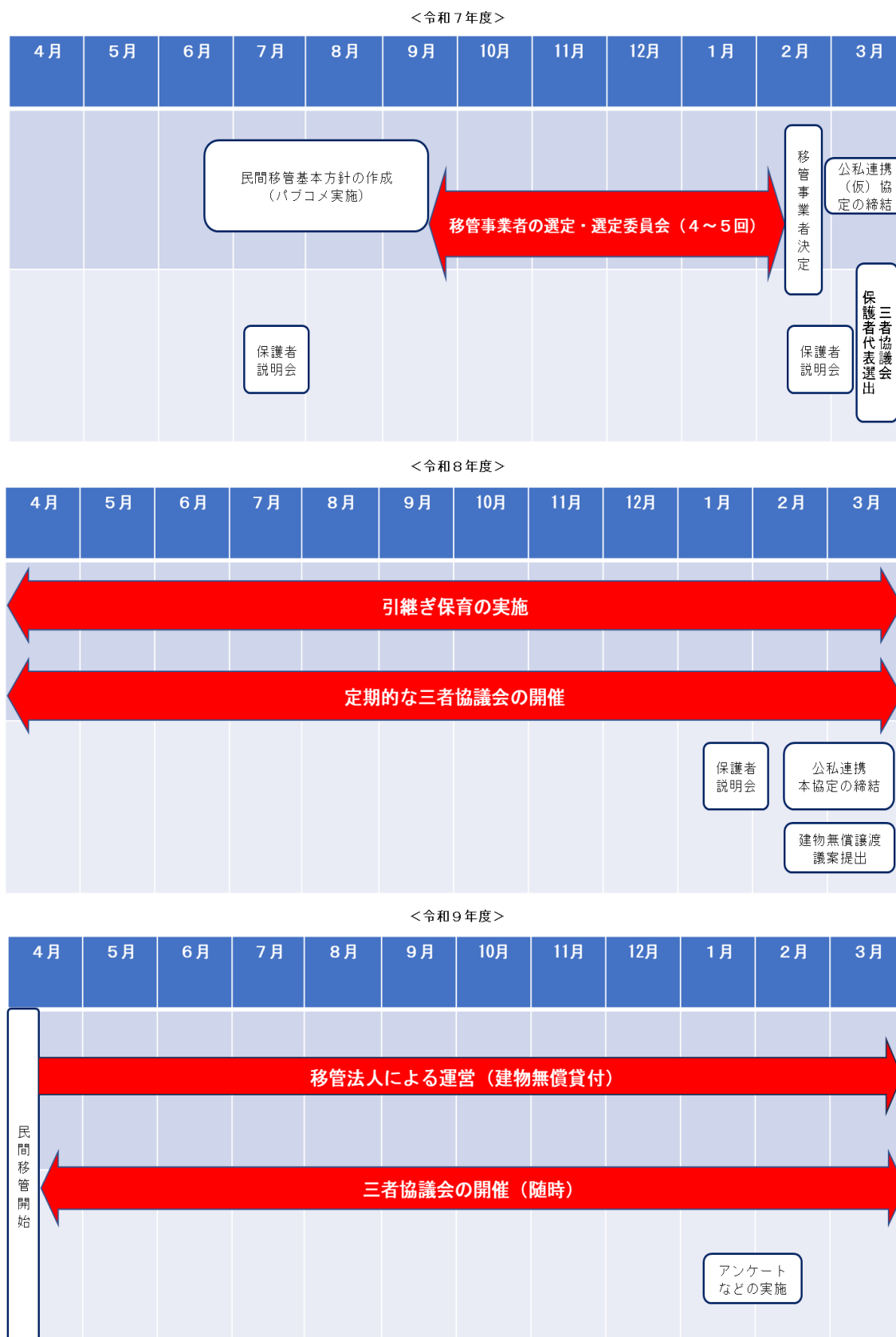
(7) 三者協議会の設置について

民間移管に際しては、移管法人決定後、速やかに移管法人と市、保護者で構成される三者協議会を設置し、今後の施設運営方法等について話し合うこととします。また、三者協議会は民間移管前までは本市が主催することとし、開催場所や時期等については、いずれか一者から要請があった場合に随時、当該協議会を開催できるものとします。

なお、民間移管後についても、移管法人が主体となって、三者協議会を継続することとします。

三者協議会の設置期間は、民間移管前に在園している児童が卒園するまでの概ね5年間を想定しています。

4. 行程表



※令和10年4月1日建物無償譲渡